

ポイント 資格喪失年齢到達、死亡以外による加入者資格喪失者（未移換者）に対して、加入者資格喪失日の翌月第3営業日に印刷し、当帳票を直送します。

作成基準日 YYY年MM月DD日

さて、あなた様は企業型確定拠出年金（以下、「企業型年金」といいます。）の加入者資格を喪失なされましたので、ご連絡申し上げます。

(注)直前に移換金入金があった場合は、過去に加入していたプラン分の拠出期間が反映されていない場合があります。

上記※印の項目は、他の確定拠出年金への移換、または脱退一時金を請求する際に提出する書類の記入項目ですので、大切に保管してください。
 なお、この帳票は、移換手続き済、脱退手続き済の方にも送付しています。すでに移換や脱退の手続きをなされている場合は、以下のお手続きは不要となりますので、ご了承いただけますようお願い申し上げます。

加入者資格喪失により、当プランで積み立てた資産は他の確定拠出年金へ移換することになりますので、お早めに以下のいずれかの手続きをお取りいただきますようお願い申し上げます。

詳細は「企業型年金」にご加入されていたときの勤務先または下記コールセンターへご照会ください。また、お手続きの流れの詳細はWebサイトでもご覧になります。

お手続き方法

(1) 個人型確定拠出年金への移換を行う。(個人型確定拠出年金を取り扱う受付金融機関にお申し出のうえ、加入者として掛金を拠出しながら、移換金の運用を行う。または運用指図者として移換金の運用を行うのいずれかとなります。)

(2) 企業型年金への移換を行う。(新たな勤務先に企業型年金がある場合に、その企業にお申し出いただくことができます。)

(3) 脱退一時金の請求を行う。(脱退一時金の請求には一定の要件を満たしていることが必要です。)

(4) 確定給付企業年金への移換を行う。(新たな勤務先で確定給付企業年金があり、確定給付企業年金規約にて、確定拠出年金の資産管理機関から移換を受けることができる旨定められていることが必要です。)

ご注意 (1) 他の制度に資産が移る際、または脱退一時金を受給する際、企業型年金規約により事業主返還金が発生することがあります。

(2) ご加入された月と同じ月に加入者資格を喪失された場合、積み立てた資産はございませんので、上記「お手続き方法」に記載の各手続きは不要です。(ただし移換実績のある方は、上記手続きが必要です。)

(3) 加入者資格喪失日の翌月から6ヶ月以内に上記手続きをお取りにならない場合、あなたの資産は、確定拠出年金法に基づき、他に移換先となる確定拠出年金制度がある場合はその確定拠出年金制度へ移換されますが、他に移換先となる確定拠出年金制度がない場合は、国民年金基金連合会へ移換されますので、お早めに手続きをお取りいただきますようお願い申し上げます。

〈Webサイト〉 <https://www.nrkn.co.jp/rk/help/faq/kanyusikakusousitu.html>

日本レコード・キーピング・ネットワーク株式会社のホームページから、「各種お手続きについて」⇒「企業を退職された方」にアクセスいただくことでご覧になれます。

コールセンター： GGGGGGGGGGGGGGGGGGGGGGGGGGGGGGGGGG

XXXXXXXX-XXXXXX-XXXXXX